

産前産後期間の国民健康保険税が減額されます

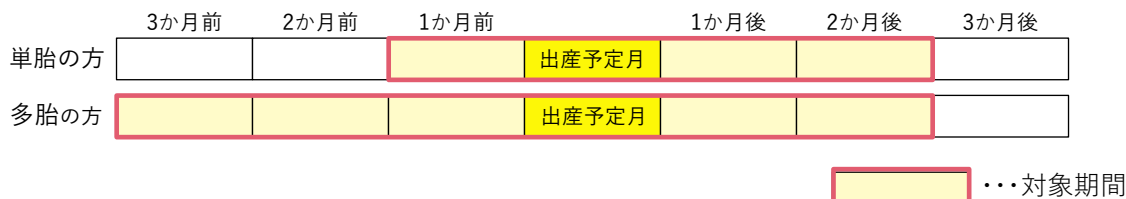
対象になる方・届出について

- 国民健康保険に加入している方で、令和5年11月1日以降に出産予定または出産された方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です。※死産、流産、早産及び人工妊娠中絶された方も含みます。
- 産前・産後のどちらでも届出できます。（出産予定日の6か月前から届出ができます。）

免除対象期間

対象期間の所得割額・均等割額が年税額から減額されます

- 免除対象期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間です。多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間となります。



- ※ 国民健康保険税のうち、妊産婦本人に係る分について適用します。
世帯主から見ると、免除額相当分が年税額から減額となります。納付した税額が、減額後の税額を上回っている場合、納め過ぎになった保険税は還付されます。
- ※ 課税限度額を超過している世帯の場合、減額にならないことがあります。
- ※ 令和5年11月に出産された場合は、令和6年1月分のみ該当します。

- 減額後の税額は税務課からの通知によりご確認ください。
- 税額等について、詳しくは下記にお問い合わせください。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届書
- ② 母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの
- ③ 届出者の本人確認書類



お問い合わせ・届出提出先

美郷町税務課 住民税班 国民健康保険税担当 TEL 0187-84-4902